

市長の施政方針に対する質疑

Q 「まち・ひと・しごと総合戦略」の事業で、筑波銀行、産業能率大学、市との三者協定の経過について

A 平成27年度に、筑波銀行の仲介で産業能率大学の岩井ゼミの学生が、本市の地域活性化をテーマに市内の視察と企画案の発表会を実施。さらに10月に、同大最寄駅の東急東横線自由が丘駅周辺で開催の女神まつりで、三者連携して農産品のPR販売を実施いたしました。その後も、学生が本市を訪れ、地域再生を主題にした教育研究に取り組みました。こうした経過により、1月26日に三者協定を締結いたしました。
今後は、本市の地域産品の消費拡大とブランド創造、6次産業化を含む農水産業の活性化、地域資源を活用した観光誘客による交流人口の増加と定住促進など、三者連携により具体的な取り組みを進めてまいります。

Q 消防の広域化について

A 消防庁告示により消防の広域化を、平成30年4月1日までに図ることとされております。指令センターの統合が行われ、広域化に向けてスムーズに進んでいると認識しております。今後も、国・県の指導のもと、消防の広域化が円滑に進展するよう、さらに県と協力して進めていきたいと考えております。

Q 交通弱者対策における公共交通網の整備について

A 市では、平成22年度に市地域公共交通総合連携計画を策定し、広域バス、乗り合いタクシー等を導入し、交通空白地区の解消や路線バス廃止の代替策を講じて市民生活の移動手段を確保してまいりました。
平成25年の法改正に伴い、法定計画が地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画へと変わりました。
この計画は、人口減少社会における地域社会の活力の維持向上のため、地方公共団体が中心となって、関係者の合意のもと、まちづくり等の地域戦略と連携し、持続可能な公共ネットワークの再構築を目指すものです。
市としては、地域公共交通網形成計画を策定し、将来を見据えた地域公共交通の推進に取り組んでまいります。

Q 市街化区域の雨水排水の計画見直しとは

A 現在の市街化区域は、宅地開発が進み、雨水の浸透域が減少し、雨水の滞留時間がなく、排水箇所に短時間で集中する状況です。近年の集中豪雨などにより、排水能力を超過道路冠水等が生じている区域があります。
その対策として、雨水排水の系統、流下能力等を把握し浸水対策の計画を立てるために、平成28年度に新たに現地調査を行うものです。

Q 近隣市とのつながりを持つ広域交通ネットワークの形成について

A 現在、国の補助事業を活用し、新治地内から東京製綱協、第2千代田南団地東側の団地入り口交差点までの整備を進めております。同じく土浦市で進めている田村沖宿線延伸道路が整備、接続されると、国道354号土浦バイパスのおおつ野団地入り口交差点までのアクセス道路が整備完成いたします。また、環境科学センターアクセス道路についても、全線開通の見通しとなりました。今後も、隣接する土浦市や石岡市、さらには土浦土木事務所等との関係機関と連携を図りながら、円滑で安全な道路整備に努力してまいります。

Q 市民を交えた防災訓練の実施について

A 合併後、市全体を対象とした総合防災訓練を行っていましたが、東日本大震災後は、4つの中学校区をそれぞれ重点区域と定め、避難訓練を中心とした市民参加型訓練を実施してきたところです。

平成28年度においても、多くの地域の皆様に参加いただけるよう、中学校区単位の防災訓練を中心に実施する予定です。具体的には、下稲吉中学校区において地震被害を想定した防災訓練を実施する予定です。

Q 本市のコンパクトシティー化とは

A 本市の地理的条件から、神立駅を中心としたまちづくりに加えて、霞ヶ浦地区、千代田地区の地域の活性化をいかに図っていくかが重要と考えます。これには農地の集約や地域間の移動手段などクリアすべき課題が多岐にわたるため、市全体で考えていく問題であると認識しております。

Q 企業誘致について

A 本市の工業団地は、工業専用地域等としての用途を定めておりますが、民地のため、場所によってはインフラ整備が十分でない場所があります。

このことから、企業が本市に進出する場合の造成等のインフラ整備費の負担軽減を目的として、これまでも企業立地に対する優遇制度の充実に努めてまいりました。平成28年度からは、さらなる企業招致と雇用の拡大、既存企業の拠点化を目的に、税の免除や補助金については、本社機能移転を条件に制度を充実させます。特に企業立地促進助成金については、設備投資額の条件緩和を予定しております。

今後、ホームページを活用し、市内企業の紹介と合わせマッチングを目的とした空き土地・工場の情報発信をいたします。その他にも、県外の企業立地セミナーへ参加するなど、今後も積極的に企業誘致の取り組みを進めます。

Q 不妊治療補助の増額について

A 茨城県の交付する不妊治療補助金の該当額が初回のみですが、15万円から30万円に引き上げられました。県外での専門医療機関への受診も、医療機関所在地の都道府県等において指定が行われていれば、助成が可能です。当市でも同様に県の要件を満たせば助成対象としております。

このことにより、県と市を合わせた助成額は、初回が40万円、2回目以降で25万円が上限*となり、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に一層寄与することができ、出生率の向上に役立つものと期待しております。

今後とも、少子化対策として不妊治療助成を行ってまいります。

※不妊治療補助の助成額は初回が県30万円、市が10万円。2回目以降で県が15万円、市が10万円が上限

Q 保育士の資質向上について

A 社会情勢や親子関係など保育士を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、現状の取り組みとして県保育協議会及び県社会福祉協議会主催の各種研修会の受講、さらに、要支援児童の増加に対応するため、県立特別支援学校（つくば・土浦）への研修などにより、児童の状況に応じた対応を学び、研修受講後においては、所内研修を実施するなど共通認識をもとにして、保育士相互の資質向上に努めています。

今後も、研修機会の積極的な受講などにより、児童の健全育成を図りより一層の保育士の資質向上に努めていきます。